

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定工事店標示板の再交付
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町下水道排水設備指定工事店規程 第6条第3項
例規番号	令和2年上下水道規程第5号

【基準】

第6条の規定による。

(指定工事店標示板)

- 第6条 町長は、指定工事店としての指定を行った工事業者に対し、様式第6号による下水道排 水設備指定工事店標示板(以下「指定工事店標示板」という。)を交付する。
- 2 指定工事店は、指定工事店標示板を営業所の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 指定工事店は、指定工事店標示板をき損又は紛失したときは、直ちに様式第5号による申請 書を町長に提出して再交付を受けなければならない。
- 4 指定工事店は、第12条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく町長に指定工事店標示板を返納しなければならない。また、第12条第2項により指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時指定工事店標示板を返納しなければならない。

標準処理期間	5日
備考	

設定年月日	令和 3 年 12 月 28 日	最終変更年月日	年	月 日